

事業番号	8	事業名等	共同作業所・農機具保管庫管理委託事業
仕分け結果	① 廃止		担当課 農業振興課

今後の方針	<p>【廃止】 国及び県補助金の処分制限期間（施設の耐用年数）の経過している施設等から、順次地元管理組合等へ譲渡する方向で調整する。</p>
-------	--

方針策定理由	<p>建物等の補助事業における耐用年数が経過している施設は、設置目的が達成しており、同和対策事業特別措置法は、いく度かの法改正や延長がなされた中、平成14年に失効し、同和対策としての施設等の役割・設置目的は達成していると考えます。</p> <p>また、維持管理経費を地元管理組合で負担していることから、地元へ譲渡し、自主的に効果的な利用を促進するため。</p> <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物について … 地元管理組合等に無償譲渡する。 ・土地について … 地元管理組合等に無償貸与する。 ・修繕について … 市所有物件の間は、施設を管理する上で最低限必要な範囲の対応とする。 <p><譲渡調整予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 … 31施設 ・平成24～26年度 … 15施設 ・平成27～29年度 … 21施設 ・平成30～32年度 … 11施設 ・平成33～36年度 … 5施設
--------	---